

那須烏山市

地域生活支援拠点等体制の概要



那須烏山市 健康福祉課 社会福祉グループ

I 那須烏山市の概況

- 人口(令和6年4月1日現在)
23,829人
- 障害者手帳交付状況
(令和6年4月1日現在)

| | |
|-------------|--------|
| 身体障害者手帳所持数 | 1,266人 |
| 療育手帳所持数 | 342人 |
| 精神保健福祉手帳所持数 | 226人 |



那須烏山市の福祉サービス事業所数(令和6年4月1日現在)

| | | | |
|------------|------|------------|---|
| 居宅介護 | 2 | 就労移行支援 | 0 |
| 重度訪問介護 | 2 | 就労継続支援(A型) | 2 |
| 同行援護 | 1 | 就労継続支援(B型) | 2 |
| 行動援護 | 0 | 就労定着支援 | 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 0 | 児童発達支援 | 1 |
| 短期入所 | 4(1) | 放課後等デイサービス | 2 |
| 生活介護 | 4(2) | 保育所等訪問支援 | 0 |
| 施設入所支援 | 2 | 障害児短期入所 | 0 |
| 自立生活援助 | 0 | 指定一般相談支援 | 1 |
| グループホーム | 2 | 指定障害児相談支援 | 1 |
| 自立訓練(機能訓練) | 0 | 指定特定相談支援 | 3 |
| 自立訓練(生活訓練) | 0 | | |

※()内の数字は共生型障害福祉サービス事業所の内数。

Ⅱ 拠点等体制の概要

- 設置時期：令和4年1月1日（運用開始日）
- 整備類型：面的整備型
- 協定締結法人：社会福祉法人大和久福社会
- 備えている機能
緊急時の受入れ・対応

那須烏山市地域生活支援拠点における 「緊急時の定義」

★緊急時とは…

障がい者等を介護する家族の疾病、
その他やむを得ない理由により障がい
者等が居宅で生活することが出来ない
事情が生じ、当日又は、翌日から緊急
的な支援を必要とするとき

那須烏山市地域生活支援拠点における「障がい者等」

- 1 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者
- 3 精神保健福祉及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する者
- 4 発達障害者支援法第2条第2項に規定する者
- 5 治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって障害者総合支援法施行令第1条で定めるものによる障害の程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者
- 6 その他、支援の必要があると市長が特に認めた者

那須烏山市地域生活支援拠点における「利用者」

- 1 障がい者等の家族等が急な疾病、事故、葬祭、出産等により、介護するものがない者
- 2 その他、支援の必要があると市長が特に認めた者

※原則は登録制。

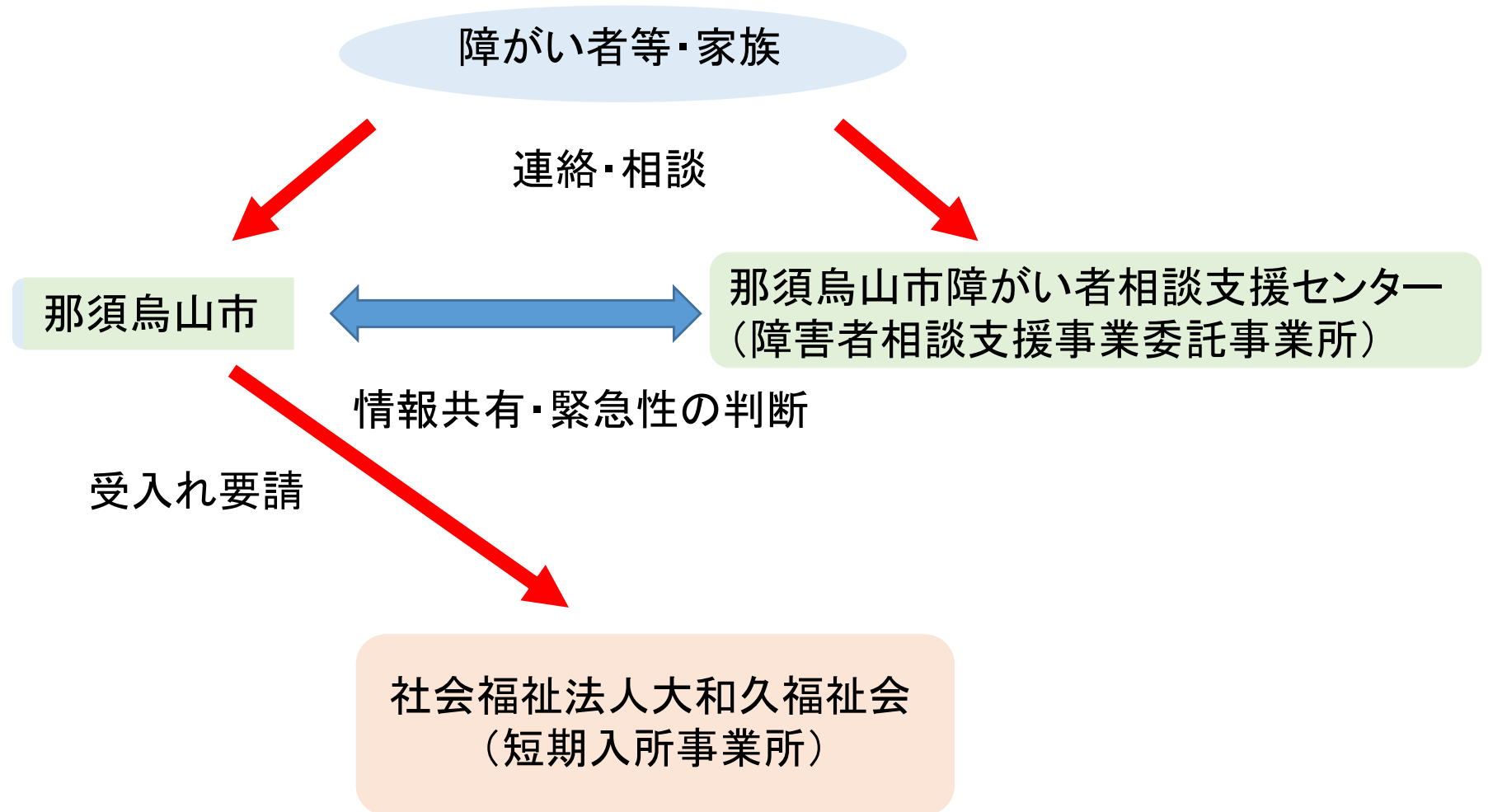
ただし、虐待等のやむを得ない場合は対応する。

緊急時の受入れ期間

原則7日以内

上記の期間以降も対応が必要となる場合は市と協定締結法人で協議する。

緊急時の対応イメージ図



Ⅲ 設置経緯・スケジュール

○設置経緯

虐待や家族の急な疾病等により緊急的に短期入所の受け入れをする必要がある事案が複数発生。



地域生活支援拠点としての整備を検討

スケジュール

| 時期 | 内容 |
|------------|---|
| 令和2年度まで | 地域生活支援拠点を令和3年度中に整備する方針を固める。 社会福祉法人大和久福社会と実施に向けた検討を始める。 |
| 令和3年4月～12月 | 社会福祉法人大和久福社会と検討を重ね、緊急時の受け入れ・対応の機能のみの地域生活支援拠点として整備を行う方針を固める。 |
| 令和3年12月27日 | 社会福祉法人大和久福社会と那須烏山市地域生活支援拠点等実施に関する協定書を締結。 |
| 令和4年1月1日～ | 地域生活支援拠点として運用開始。 |
| 令和4年1月11日 | 那須烏山市自立支援協議会相談支援部会において、地域生活支援拠点実施について市内事業所への周知を行う。 |

IV 実績(令和6年10月現在)

- ・緊急短期入所対応件数 0件

設置から現在に至るまでの取組結果

- 地域生活支援拠点設置以降、緊急短期入所の相談がなく、利用者登録申請もない状況。
- 緊急的に短期入所が必要になった場合も、障がい者が既に短期入所のサービスを支給決定済であり、短期入所事業所の受け入れも可能であったため、計画相談支援機関と短期入所事業所間で連絡をとり、通常の障害福祉サービスとして利用したケースはあった。

課題

- ・地域生活支援拠点の機能の内、緊急時の受入れ・対応の機能しか有していない。
- ・障害者相談支援事業委託事業所と短期入所事業所が同一法人であるため、スムーズな対応は可能であるが、地域生活支援拠点としての位置付けはできていない。

V 今後の方針

- 地域生活支援拠点機能の充実

相談、体験・機会の場、人材の確保・育成、地域の体制づくりの検討

- 自立支援協議会相談支援部会の活用

自立支援協議会相談支援部会を活用し、複数事業所による地域生活支援拠点の整備も含め検討